

陳情書

2026年2月19日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

大字武蔵183番地3

立憲共和党代表 角田 統領

立川市宅地開発等まちづくり
指導要綱第25条を削除するか、
又は、当該条文中の「無償」を「有償」に改正するのを
求めた件。

(定義)

1 要綱 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱

第1 陳情の趣旨

- 1 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱第25条を削除するか、又は、当該条文中の「無償」を「有償」に改正することを求める。

第2 陳情の原因

- 1 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱に、次の規定がある。

【立川市宅地開発等まちづくり指導要綱第25条

事業者は、下水道法（昭和33年法律第79号）、立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）及び立川市下水道条例施行規則（昭和35年立川市規則第8号）の規定により、事業区域及び連携上必要と認められる範囲まで排水施設を整備し、市長が必要とする施設を市に無償で譲渡するものとする。】

- 2 下水道法に、次の規定がある。

【下水道法第3条（管理）

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。】

- 3 『下水道法 逐条解説』に、次の記載がある。

【（逐条解説）

2 本条にいう「管理」は、「設置、改築、修繕、維持その他の管理」を総称するものであり、その意義は、それぞれ次のように解される。

（1）設置…公共下水道又はその施設を新たに築造（増築や機能の拡充を伴う改良を含む。）すること。また、市町村又は都道府県以外の者が築造した下水道を市町村又は都道府県が譲り受けこれを公共下水道とする場合も設置に該当する。】

（『下水道法 逐条解説』 <第三次改訂版>平成24年8月25日 初版発行



第3 陳情の理由

1 立川市下水道条例及び立川市下水道条例施行規則には、要綱第25条の「無償で譲渡するものとする」と同趣旨の規定は、存在しない。

2 下水道法第3条は、「公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする」と規定し、又、『下水道法 逐条解説』においても「市町村又は都道府県以外の者が築造した下水道を市町村又は都道府県が譲り受けこれを公共下水道とする場合も設置に該当する」と記載し、公共下水道の設置等は市町村の負担により行われることが明記されており、要綱の「無償で譲渡するものとする」との規定は、下水道法第3条の趣旨に反し、また、当該要綱の規定は「新たに義務を課し」に該当するから、条例でこれを定めていないことから、地方自治法第14条第2項にも反しており、違法である。

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

【参照】

・定義―法二

・本条の特例―兼用工作物の工事又は維持―法一五、公共下水道管理者以外の者の行う工事又は維持―法一六、

特別区の存する区域―法四二、公の施設の管理の委託―地方自治法二四四の二③、公の施設の区域外設置―地

方自治法二四四の三、事務委託―地方自治法二五二の一四、一部事務組合―地方自治法二八四②、広域連合―

地方自治法二八四③、権限の一部代行―独立行政法人都市再生機構法一八、同法施行令九、過疎地域自立促進

特別措置法一五、同法施行令八

・設計者等の資格―法二二

・市町村負担金―法三一の二

・費用の補助―法三四

・資金の融通―法三五

・事業者の費用負担―公害防止事業費事業者負担法

・流域下水道の管理―法二五の二

・都市下水道の管理―法二六

【解説】

1 本条は、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理が原則として市町村の事務であることを明らかにし、あわせて特定の場合において都道府県が管理しうる旨を規定したものである。

2 本条にいう「管理」は、「設置、改築、修繕、維持その他の管理」を総称するものであり、その意義は、それぞれ次のように解される。

(1) 設置：公共下水道又はその施設を新たに築造（増築や機能の拡充を伴う改良を含む。）すること。また、市町村又は都道府県以外の者が築造した下水道を市町村又は都道府県が譲り受けこれを公共下水道とする場合も設置に該当する。

なお、ここでいう施設とは、独立して機能をもつ機械、器具、築造物をいい、部品は含まないものである。改築：既存の施設を新しい施設に取り替えること。なお、機能の拡充を図るために新しい施設に取り替える場合には、「改築」ではなく「設置」に該当する。

(3) 修繕：老朽化した施設又は故障若しくは毀損した施設を修理して、下水道の機能を維持すること。

(4) 維持：処理施設等の運転、下水道施設の保守・点検、清掃等下水道の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。

(5) その他の管理：特定事業場に対する排除下水の規制、下水道台帳の調製、保管、使用料の徴収等(1)～(4)に掲げるもの以外の事務の処理。

《用語索引》

〔あ行〕

一律基準	179、436
雨水	17
雨水流域下水道	23、24、25
上乗せ条例	179
汚水処理原価	287
汚濁原因者負担金	273

〔か行〕

環境基準	40
機関委任事務	589
虚偽の届出	603
区域外流入	372
くみ取便所	149
下水	16
下水道	17
下水道管きよの使用に 関するガイドライン	373
原因者負担金	276
県際河川	43
兼用工作物	262
広域的閉鎖性水域	43
公害健康被害の補償等 に関する法律	271
公害健康被害補償法	271
公害防止事業費 事業者負担法	289
公共下水道	21

公共用水域	13
工事負担金	277
高度処理	39
高度処理終末処理場	42

〔さ行〕

削減方法	41
削減目標量	41
参酌すべき基準	10
事故時の措置	235
自治事務	589
指定	488
屎尿浄化槽	18
資本費負担平準化措置	288
終末処理場	27
使用料	279
使用料対象費用	287
除害施設	160
処理区域	28
処理施設	27
水質基準対象施設	110
水質測定義務	255
生活環境の保全に 関する環境基準	40
損傷負担金	269

〔た行〕

立入権	257
直罰規定	601

逐条解説 下水道法 〈第三次改訂版〉

平成24年8月25日 初版発行

編 著 下水道法令研究会
発 行 株式会社 ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)
本部 東京都江東区新木場1-18-11 (〒136-8575)
電話 編集(03)6892-6508
営業(03)6892-6666
フリーコール 0120-953-431
URL <http://gyosei.jp>

印刷 ぎょうせいデジタル㈱ ©2012 Printed in Japan

※乱丁・落丁本はおとりかえします。

ISBN978-4-324-09540-9

(5107890-00-000)

[略号：逐条下水(三訂)]